

令和6年（行ウ）第31号、87号、88号

人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原告 モーリス・シェルトンほか

被告 国ほか

証拠説明書

2025年2月14日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井 桁 大 介

同 弁護士 浦 城 知 子

同 弁護士 亀 石 倫 子

同 弁護士 谷 口 太 規

同 弁護士 戸 田 善 恭

同 弁護士 西 愛 礼

同 弁護士 宮 下 萌

原告ら復代理人弁護士 千 葉 飛 鳥

甲 号 証	標目		作成者 作成年月日	立証趣旨
25	警察の職務質問に関するアンケート調査〈結果報告書〉	原本	2025/1/17	職務質問を受けた経験がある人の割合について日本人と在留外国人で極めて大きな差が見られたこと、職務経験を受けた回数も日本人より在留外国人のほうがはるかに多いこと、これらの事実から警察組織内部に本件運用が存在していることは確実であること等
26	意見書	原本	曹慶鎬 2025/2/12	甲25のアンケート調査結果は偶然ではあり得ないこと、調査対象者の他の属性（性別、年齢及び居住地域）に影響されていないこと、本件運用が存在していることが裏付けられること等
27	改訂版 日本統計学会 公式認定 統計検定2 級対応 統計学基礎 (抜粋)	写し	日本統計学会 2015/12/25	仮説検定の定義、比率の差の検定方法、同検定においては標本比率の差は近似的に正規分布に従うこと等
28	基本統計学 第5版 (抜粋)	写し	宮川公男 2022/4/1	比率の差の検定方法、同検定においては標本比率の差は近似的に正規分布に従うこと等
29	社会調査法入門 (抜 粋)	写し	盛山和夫 2004/9/20	比率の差の検定方法、同検定においては標本比率の差は近似的に正規分布に従うこと等
30	統計学〔改訂版〕 (抜 粋)	写し	森棟公夫ほか 2015/09/25	比率の差の検定においては、帰無仮説から遠い領域を棄却域と定め検定統計量がこの域に入っていれば帰無仮説は棄却されること、帰無仮説のもとで導かれた検定統計量の分布において棄却域の面積を有意水準と呼び帰無仮説が棄却されたときに検定は統計的に有意であるといえること、標準正規分布において、有意水準0.1%における臨界値は3.291(5%水準では1.960、1%水準では2.576)であること等
31	聴取報告書	原本	弁護士浦城知子 弁護士宮下萌	愛知県警察組織内部にノルマ制度が存在していること、ノルマ制度

			2024/9/15	が残業代や昇進にかかわっていること、ノルマを稼ぐために外国人を対象に職務質問を行う運用がなされていたこと、不審事由の要件を充たさない職務質問があったとしても、書類作成の段階において不審事由を作り出すことが組織として常識となっていたなどを、元警察官が原告訴訟代理人に対し述べていること、これらの供述から本件運用が存在していることが裏付けられること等
32	聴取報告書	原本	弁護士浦城知子 弁護士宮下萌 2024/9/15	警察組織内部にノルマ制度が存在していること、ノルマ制度が残業代や昇進にかかわっていること、不審事由の有無については、書類化する際に書き換えられていたこと、外国人を狙い撃ちにした職務質問を推奨する「外国人取り締まり強化月間」というものが存在しており、同月間の期間中は、外国人に不審事由がなくても職務質問するのが当たり前であったことなどを、元警察官が原告訴訟代理人に対し述べていること、これらの供述から本件運用が存在していることが裏付けられること等
33	ハフィントンポスト 『外国人を狙えば数字稼げる』警察のレイシャル・プロファイリングを生む『ノルマ制度』の弊害	写し	國崎万智 2024/7/27	警察組織内部にノルマ制度が存在していること、ノルマ制度が残業代や人事評価にかかわっていること、不審事由の有無については、書類化する際に書き換えられていたことなどを、元警察官が取材に対し述べていること、これらの供述から本件運用が存在していることが裏付けられること等
34	ハフィントンポスト 「『あいつらは何かやる』。外国人には『とりあえず職質』、その狙いは。元警察幹部が証言」	写し	國崎万智 2025/10/6	警察官幹部が現場の警察官に対し、職務質問する時に異常な挙動も周囲の事情も関係なく、外国人を見かけたら誰でも声をかけ、情報を集めるよう指示していたことなどを、元警察官が取材に対し述べていること、これらの供述から

				本件運用が存在していることが裏付けられること等
35	人種差別的な職務質問に関するアンケート調査の結果	原本	弁護士谷口太規 2025/2/10	外国にルーツを持つ人たちが、日本人とは異なる見た目によって職務質問を受けていること、中には11歳の小学生も含まれていること、これらのアンケート調査の結果から本件運用が存在していることが裏付けられること等
36	聴取報告書	原本	弁護士宮下萌 弁護士千葉飛鳥 2024/10/24	外国にルーツを持つ男性が日本にいた間に30回以上の職務質問を経験したこと、警察官から「君みたいな系統でそういう髪型の人は、薬物を持っていることが多いから」「さすがにその髪型だから、止めさせて」と言われたことなどを、原告訴訟代理人に対し述べていること、これらの供述から本件運用が存在していることが裏付けられること等
37	陳述書	原本	 2025/1/2	外国にルーツを持つ男性が、大学時代に多い時で月に1回程度職務質問を受けていたこと、職務質問のたびに外国ルーツや人種に関わる質問がなされたこと、外国ルーツを示す名前を身分証明書で確認すると警察官から「日本の方じゃないですよ。今時はあなたみたいな人が脱法ハーブをやっていることが多いから車内を検査します」と言われたことなどを述べていること、これらの供述から本件運用が存在していることが裏付けられること等
38	ハフィントンポスト「『だって黒人でしょ』人種差別的な職務質問の調査、329人が訴え」	写し	國崎万智 2022/2/26	・アフリカにルーツのある男性が、職務質問を受けた際に警察官から「あなたのような外国人は、たいてい危険な凶器かドラッグを持っているから」と言われたことなどを取材に対し述べていること ・ジャマイカ人の男性が、4人の警察官に囲まれて所持品検査を求

				められた際に他の日本人に対して同様のことをしない理由を尋ねたところ警察官から「いや、だって黒人でしょ」と言われたことなどを取材に対し述べていること、その他多くの外国ルーツの人々の供述から本件運用が存在していることが裏付けられること等
39	ニューヨークタイムズ「レイシャル・プロファイリングが見えない中で蔓延する日本、と住民の一部が主張」	写し	キム・ヴィクトリア、上乃久子 2024/3/4	日本人とバハマ人のハーフの男性が、警察官から「ドレッドヘアの人は麻薬を所持している可能性が高い」と言われたことを取材に対し述べていること、その他の外国ルーツの人々の供述から本件運用が存在していることが裏付けられること等
40	D. H. ほか対チェコ共和国事件判決	写し	欧州人権裁判所 2007/11/13	人種差別的な取り扱いの正当化の論証として、原告が異なる取り扱いがなされたことを示した場合、それが正当化されることを示す責任は政府にある、個人または集団に対する措置や慣行の影響を評価する際、批判的検討において信頼できかつ重要と思われる統計は、申立人が提出を求められる一応の証拠として十分であり、申立人がこのように措置や慣行の効果が差別的であるという反証可能な推定を確立した場合、立証責任は被告国に転換され、被告国は扱いの違いが差別的でないことを示さなければならない等とした欧州人権裁判所大法廷の裁判例の存在
41	ワ・バイレ対スイス事件判決	写し	欧州人権裁判所 2024/2/20	レイシャル・プロファイリング特有の国側の義務として、自国の法律、政策、制度に起因する差別を排除するための措置を積極的に講じる義務があり、また、レイシャル・プロファイリングの事案を報告し終結させるための適切かつ効果的な仕組みが国内法制度内に存

				在することを確保しなければならない、 かかる問題に関する立証責任について、申立人が異なる扱いの存在を立証した場合、その異なる扱いが正当であったことを政府が証明する責任があるという判断枠組みが、すでに確立している 等とした欧州人権裁判所の裁判例の存在
42	LINGURAR対ルーマニア 事件判決	写 し	欧州人権裁判所 2019/4/16	過去の警察の計画や国の裁判における主張・立証から、国が民族的出自と犯罪性を結びつけようとしていたことをもって、差別的な民族的プロファイリングを認定した 欧州人権裁判所の裁判例の存在
43	ティミシェフ対ロシア 事件判決	写 し	欧州人権裁判所 2005/12/13	人種差別は特に悪質な種類の差別であり、その危険な結果を考慮すると、当局による特別な警戒と断固とした対応を必要とするため、当局は人種主義と闘うためのあらゆる手段を用いなければならないとのD. H事件の枠組みを繰り返した上で、申立人が取扱いに差があったことを示した以上、政府が取扱いの差には正当な理由があったことを示さなければならない 等とした欧州人権裁判所の裁判例の存在
44	ラインラント・プファ ルツ州上級行政裁判所 判決	写 し	ラインラント・プ ファルツ州上級行 政裁判所 2016/4/21	不平等取扱いが専らまたは決定的にそこで言及された特徴の一つに基づく場合だけでなく、複数の動機の中、許容されない区別の特徴が主要な基準の一つであった場合にも、基本法第3条第3項第1文の侵害となる、 人種などの特徴が対象選定に際して要因となった可能性があることを示す徴候がある場合、当局はそのような特徴を要因とした対象選定が行われなかったことの主張・立証責任を負う

				等としたドイツの上級行政裁判所の裁判例の存在
45	ノルトライン・ヴェストファーレン州上級行政裁判所判決	写し	ノルトライン＝ヴェストファーレン州上級行政裁判所 2018/8/7	警察活動において人種的特徴を考慮する場合、その必要性について警察側に厳格な立証責任があるとして立証責任の転換を宣言した、ドイツの上級裁判所の裁判例の存在
46	ハーグ控訴審裁判所判決	写し	ハーグ控訴審裁判所判決 2023/2/14	取り扱いに違いがあることが原告側から立証されれば、国側がその正当性を証明しなければならず、その正当化は厳格で、非常に重要な理由がある場合にのみ正当化される、「客観的かつ合理的な正当性」という用語は可能な限り厳格に解釈されなければならない、「非常に重要な理由」の審査とは、不平等な扱いの妥当性、必要性、比例性だけでなく、求める目的の正当性についても高い基準が設定されなければならないことを意味する、等とした裁判オランダの控訴審裁判所の存在
47	スウェーデン高等裁判所判決	写し	スウェーデン高等裁判所判決 2017/4/28	原告が、民族的な自身の個人データが民族的な出自のみに基づいて処理されたと推測される状況を示した場合には、国側がそのような差別的な個人データの処理が行われなかったことを証明しなければならない等として、立証責任を転換したスウェーデンの高等裁判所の裁判例の存在
48	R. v. Le事件最高裁判所判決	写し	カナダ最高裁判所 2019/5/31	レイシャル・プロファイリングに基づく職務質問において重要なことは、被告人の立場にある合理的な人の認識に人種が及ぼした影響という個別具体的な問題であり、権利及び自由に関するカナダ憲章9条に基づく拘束の時期に関連する人種的背景分析は、その状況における合理的な人が何を認識する

				かを見極めるために、警察と有色人種コミュニティとの間の関係面に焦点を当てるものである等としたカナダ最高裁判所の裁判例の存在
49	ブラウン事件判決	写し	オンタリオ州高等裁判所 2003/4/16	レイシャル・プロファイリングが直接証拠によって証明されることは極めて稀であり、状況証拠から推論するしかないことを踏まえ、事実上原告の立証のハードルを下げ、レイシャル・プロファイリングと考えると齟齬がない事実や警察官が実際の職務質問の理由について真実を述べていないと考えられることなどを踏まえて職務質問が違法であったと認定するとして、事実上立証責任を転換したカナダのオンタリオ州高等裁判所の裁判例の存在
50	エルマディ事件判決	写し	オンタリオ州最高裁判所 2017/4/4	原告側が、状況がレイシャル・プロファイリングに基づくものと考えても矛盾せず、かつ、警察官が被告人に着目した理由について虚偽を述べていると考えられる事情を提示した場合には、警察官が職務質問をした合理的な理由があるかないかの検証に移り、そして被告側が合理的な理由の主張・立証に失敗したときには、合理的な理由がない職務質問をしたということは、その職務質問がレイシャル・プロファイリングに基づいていたと認定すべきである等としたカナダのオンタリオ州最高裁判所の裁判例の存在
51	R. v. Dudhi事件判決	写し	オンタリオ州高等裁判所 2019/8/22	レイシャル・プロファイリングは、人種や人種に関する固定観念が、被疑者の選定や対象者の取り扱いにいかなる程度でも使用された場合に認められる、人種や人種に関する固定観念に基づく警察活動は、それ自体、定義上、客観的に合理的な判断ではな

				いという原則が宣言されなければならない 等としたカナダのオンタリオ州高等裁判所の裁判例の存在
52	破毀院民事第1部判決	写し	破毀院民事第1部 2016/11/9	レイシャル・プロファイリングの場合には「重大な過失」がなかったことの立証責任を国側に転換したフランスの破毀院（最上級裁判所）の裁判例の存在
53	パリ 高等裁判所判決	写し	パリ 高等裁判所 2021/6/8	警察の職務質問の事例において、レイシャル・プロファイリングの場合には「重大な過失」がなかったことの立証責任を国側に転換したフランスのパリ 高等裁判所の裁判例の存在
54	適切な職務質問の徹底について	写し	地域指導課長 2022/11/24	外交問題となったり、弁護士会の調査結果において問題視された職務質問について、警察官に人種や国籍等への偏見があったわけではないと断言し、職務質問の実体的な要件具備について省みることなく、あくまで職務質問の際の言動のみが問題であり、差別的と指摘されないよう注意すべきであることが、警察組織内部の資料において強調されていること等
55	職務質問時の動画報告書	原本	弁護士 浦城知子 2025/2/14	①の動画について、原告マシューの妻が警察官に対し、2021年10月12日に原告マシューに対して行われた職務質問の際に、警察官らが、「交通違反もしておらず、不審者でもないのに止めた」と言ったことを前提に抗議しており、その事実について警察も前提としているやり取りが残されていること、このやり取りから同日の職務質問の際に不審事由などなかったことが裏付けられること等 ②の動画について、2021年4月13日職務質問時、警察官らは、原告シェルトンを職務質問によって留め置き、何の仕事をしているのか

				など、運転とは関係のないことを質問し続けた一方、指導警告などはしていないこと、原告シェルトンは本件当時ヘルメットを被ってはいたが、目の周りは空いていたため皮膚の色は視認可能だったこと、ヘルメットの下からはロックスヘアという編み方をした髪が見える状態だったこと等
56	都道3号グーグルマップ	写し	Google社 アクセス日: 2025/1/18	2021年5月撮影の一の橋信号の本件三叉路に入る手前の道路写真。本件（2021年4月13日）当時は進路変更禁止の道路標示が引かれており、右側レーンは直進、左側レーンは左折専用であったこと、直進する者はそのまま直進すれば良く、進路変更をする必要はなかったこと等
57	2021年4月13日職務質問時の動画の文字起こし及び翻訳	写し	池田クラリス 2025/2/13	2021年4月13日職務質問時、警察官らは、原告シェルトンを職務質問によって留めおき、何の仕事をしているのかなど、運転とは関係のないことを質問し続けた一方、指導警告などはしていないこと、原告シェルトンは本件当時ヘルメットを被ってはいたが、目の周りは空いていたため皮膚の色は視認可能だったこと、ヘルメットの下からはロックスヘアという編み方をした髪が見える状態だったこと等 甲55の動画②の文字起こし及び翻訳である。

以上